⑹　するめいか

本資源は減少傾向にあるが、これは海洋環境の変化に伴う再生産環境の悪化によると考えられ、短期的には減少傾向を緩和し、中期的には環境が改善された場合に資源を速やかに増大できるよう親魚量を確保することを基本方向とする。

ただし、本資源は、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われており我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けた取組が行えるよう努めつつ、管理を行うものとする。

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成29年７月～平成30年６月	
2	すけとうだら	平成29年４月～平成30年３月	263,300
3	まあじ	平成29年１月～12月	197,500
4	まいわし	平成29年１月～12月	856,000
5	まさば及びごまさば	平成29年７月～平成30年６月	
6	するめいか	平成29年４月～平成30年３月	136,000
7	ずわいがに	平成29年７月～平成30年６月	

（注１）上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

（注３）さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第４の１及び２を次のように改める。

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	163,700
3	まあじ	大中型まき網漁業	93,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	339,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	464,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	39,800
		大中型まき網漁業	12,200
		いか釣り漁業	49,300
		小型するめいか釣り漁業	67,300
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	4,124

（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第１条第１項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第３条第１項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の３の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	165,500
3	まあじ	大中型まき網漁業	80,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	237,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	20,400
		大中型まき網漁業	6,300
		いか釣り漁業	25,300
		小型するめいか釣り漁業	34,500
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	